2025年５月13日

各　位

会 社 名　　ダイキョーニシカワ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　杉山　郁男
（コード番号：4246　東証プライム）
問合せ先　　常務執行役員
経営企画本部長　　松尾　拓典
（TEL. 082－493－5610）

社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年５月13日開催の取締役会において、当社の社員に対してダイキョーニシカワ社員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」と いいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．本制度の導入目的

本制度は、持続的な企業価値の向上を支える人的資本投資の一環として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出するものであります。これにより、当社社員の財産形成の一助とすることに加え、当社の業績や株価への貢献意欲を高め、さらには株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。

２．本制度の概要

本持株会に加入する当社の社員のうち、本制度に同意する者（以下、「対象社員」といいます。）に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下、「本特別奨励金」といいます。）が支給されます。対象社員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象社員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象社員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることになります。

なお、譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、今後開催される当社取締役会において決定いたします。詳細につきましては、決定次第、公表いたします。

以上